

令和2年5月6日

会員・保護者各位

株式会社ビバ

ビバスポーツアカデミー南草津

支配人 小橋 正貴

休業期間の変更について

平素はビバスポーツアカデミー南草津をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、令和2年5月4日に新型コロナウイルス政府対策本部会議が開催され、緊急事態宣言の延長が正式決定いたしました。滋賀県においても休業要請対象施設の制限の緩和について5月14日時点での感染状況を踏まえた専門家会議の評価、滋賀県の感染状況および近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定するとしていることから5月6日までの休業期間を5月18日まで延長することを決定いたしました。

なお、5月19日以降の営業再開につきましては、滋賀県の休業要請の内容が明らかになり次第、HP および LINE 等にて連絡させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みになりますので、会員の皆様におかれましては、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 休業期間の変更について

休業期間：4月18日～5月18日

5月19日以降の営業再開につきましては改めて HP および LINE 等にてご確認くださいますようお願い申し上げます。

- 休会・変更・退会手続きについて

6月休会・変更・5月末退会手続きは、今回のみ申込期限を5月12日までといたします。申込方法は、FAX・または当施設 HP「お問い合わせ」よりメールにてお受付いたします。電話対応可能時間は、10：00～19：00とさせていただきます。

- 会費の取り扱いについて

5月分会費の休業日数分は、営業再開後の会費として充当させていただきます。具体的な金額については、営業再開が正式に決定した後にご案内させていただきます。

以上